３　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和８年１月19日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

４　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（１件）について、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第27条第１項の規定、法第35条及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第34号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第120条第１項並びに法第35条及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第310号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の２第１項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和４年国土交通省最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年１月15日

国土交通大臣　金子　恭之

１．全国内航鋼船運航業最低賃金第４項中「267,950円」を「276,450円」に、「251,500円」を「260,000円」に、「209,350円」を「217,850円」に、「200,050円」を「208,550円」に改める。

２．海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,750円」を「273,250円」に、「209,750円」を「218,250円」に、「201,900円」を「210,400円」に改める。

３．漁業（かつお・まぐろ）最低賃金第５項中「213,300円」を「224,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年２月14日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区永田町２丁目11番１号山王パークタワー21階**留寿都ウインド合同会社**の工場財団に北海道虻田郡留寿都村字登157番１留寿都風力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年１月15日　札幌法務局倶知安支局